

令和5年度第4回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については●で消しています

令和5年度第4回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和5年7月27日（木）13:30～

2. 開催場所

川本町役場 会議室

3. 出席委員

1番	福谷 善彦	委員	2番	釜田 雄二	委員
3番	松田 美知子	委員	4番	柴原 かな	委員
5番	浅原 幸雄	委員			

4. 欠席委員

無し

5. 会議に付した議案等

議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第2条に規定する農地でない土地の証明について
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. その他

7. 事務局

事務局長 竹下 征二

8. 議事

会長	<p>お忙しい中、ご出席いただき有難うございます。水稻の状況は、出水が始まった頃ではないでしょうか。順調にいけば収穫量も例年並みにいけばいいですが、先般、全国的に豪雨があり災害の心配もあります。梅雨が明けたと思ったら猛暑となり、農作業中の熱中症にはお気をつけください。</p> <p>それでは令和5年度第4回川本町農業委員会総会を開催いたします。出席者報告及び総会成立宣言を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>本日、委員総数5名、出席者数5名、委任状0、欠席者数0名ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の出席が過半数に達していることから本総会が成立することを宣言します。</p>
会長	<p>議事録署名委員の指名ですが、3番松田委員さん、4番柴原委員さんお願いします。</p>
3.4番委員	<p>はい。</p>
会長	<p>本日審議していただくのは、議案2件、報告事項1件でございます。それでは議事に</p>

入ります。議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。資料2頁をご覧ください。令和5年7月4日付けで、農地法第5条第1項の規定による許可申請が提出されております。譲受人は●●●●、譲渡人は故●●●●相続人●●●●さんです。この案件は、前回と同様の●●地区の「瀬尻、久料谷地区治水対策事業」が関係している案件となります。

申請地は●●●●●●●●●●、地目は畑、面積●●●㎡です。所有権移転と宅地への転用でございます。資料5頁をご覧ください。場所は、国道261号線から●●●●●●へ続く道の進入路にある農地1筆です。

また資料4頁にあるように現地を●●委員と●●委員と一緒に現地確認をしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

会長

事務局より説明がございましたが、現地調査報告をお願いします。

●●委員

写真図のように何も耕作されてなく、何の問題は無いと思います。

●●委員

同じ意見です。

会長

書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長

お目通しただけでしたか。審議に移ります。何かご意見・ご質問等ございませんか。

●●委員

団地造成とは宅地造成にして新しい家を建てるということですか。

事務局

道路の上まで数メートル盛り、宅地造成をする予定と聞いております。

会長

他に何かございますか。無いようでしたら議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当と認めてよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで、許可相当と認めます。続きまして議案第2号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願いについて、ご説明します。資料6頁をご覧ください。この案件は、令和4年度の2月総会で太陽光発電の設置に伴う非農地証明の申請を提出された案件です。この度、●●さんより太陽光の設置はおこなわないが、今後のことを考えて非農地証明の申請が出ております。申請者は●●●●●●さん、全2筆、地目は田、総面積●●●●●㎡です。自分も高齢になり耕作もできず、代わりに耕作をする人もいない、また今後おいて農地ではなく現況に沿ったものにしたく申請をされております。場所は、資料8頁をご覧ください。家の前に何筆もあり、山側の2筆です。

現地につきましては、資料7頁にあるように●●委員と●●委員と一緒に現地確認をおこなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会長 現地調査行かれた●●委員さんと●●委員さん、調査報告をお願いします。

●●委員 以前、●●さんが耕作やめてからこの農地は宙に浮いており、まわりも何とかしようとしておりましたが何もできず、この2筆に関しては、木が生えて山林と見分けがつかない状況です。下側の農地は、整理すれば農地に戻すことができるかもしれませんが、上の2筆は、今この時点で手を加えなければ山となり分からなくなりそうです。●●さんも家のまわりは草刈りしていても、上側の農地は草刈りをしておらず、イノシシが掘っており、特にこの2筆は完全に山となっていると現地確認で思いました。

●●委員 ●●委員さんと同じで山が覆いかぶさっているようになっているので、本人や家族が二の足を踏んでいるのがよくわかりました。

会長 書類確認の時間をとります。

各自書類確認

会長 お目通しいただけましたか。審議に移ります。

●●委員 中間管理機構では、どの程度で受け入れてくれますかね。

●●委員 受け手がいないと無理だと思います。

●●委員 現状は人手が足りないということですよ。今後もこのような事例が増えていくと思います。簡単に許可していいのかと思います。登記変更したらどうしようもないですよ。

●●委員 地目変更したら税金は変わりますか。

事務局 法務局で変更したら変わります。

会長 前回は、この周辺全ての農地を非農地にしたいということで、再生エネルギー施設の事業計画を立てられたわけですが、今回は諦めるということで、2筆のみ非農地にしたいと言っておられておりますが、申請者の趣旨が理解できないです。自分が耕作できないということだけしか見えないです。

農地でないという定義があります。その定義に当てはまるかどうかであり、私は当てはまらないと思います。このような農地は川本町には各所にあります。それらが非農地証明を出されたら今回が前例となり、全て許可することになります。それでいいかどうか、非農地であるという定義を基礎において、色々な状況を考察しながら証明すべきだと思います。

農業委員会とは農地を維持するために、国民の食料の基礎となる農地を確保していかなければならないのが大前提であります。非農地証明をした場合、取り消しはできないので、今回の案件については、前回の経由もありますし、状況的にするべきではないかと思います。

●●委員 現状でいうと殆どが山となっています。●●さんが太陽光設置なりやる気を出して何とかしようとしてされているのができないのであれば、何がどうなるかを考えていただきたいです。山林となり耕作する人もいない、●●さんも管理することを諦めたら、このまま農地として維持することを考えながらやっていけば、原野を農地として認定することになります。圃場が原野化しているのに農地だと考えるのであれば、今回耕

作する人がいないのに農地に戻す可能性がない農地は山と一体化していただくだけです。

会長 やる気になってというのは、太陽光設置のことですか。非農地証明でなく転用でいいのではないのでしょうか。

事務局 今回の2筆は、前回の太陽光設置とは別の理由で申請されておられます。

●●委員 2筆以外は農地として残して耕作されようとしているのでしょうか。

事務局 それはないと思います。

会長 前回は、太陽光設置するのであれば事業計画を立てて、非農地証明でなく4条申請で転用の届出を提出するようとしたはずが、今回2筆だけ非農地証明されるのはおかしくないでしょうか。

●●委員 このままだと確かに原野化が進んでいくだけで、それなら●●委員さんも言われたようにご本人が何かされたいのであれば、原野化が止まるのではないのでしょうか。申請方法が違うのかも知れませんが、おそらくもう農地には戻ることはないですよ。私も前回の現地確認を行かせていただきましたが、よほど大規模なことをしないかぎり農地に戻すには難しいかと思います。

会長 農地であるかどうかという判断には定義があります。耕作放棄地も区分化されていますが、この場所は当てはまらないと思います。このような場所は町内各所にあります。農業委員会はきちんと整理していかないといけなく、農地として残すべきか残さないべきか、農地を線引きしていく時期にきているかと思います。そこまで整理されていないのに安易に非農地だと証明すべきではなく審議していく必要があります。今回の案件は申請者の方には申し訳ないですが、何もしないのであれば致し方ないですし自然に帰るのを待つしかありません。数年間、何もせず田畑が荒れ、それで農地から外してほしいというのではなく、10年20年以上先に何が起きるか分かりません。災害・食料危機で開墾が必要になる時代が来るかも知れません。そのときにどうするべきかです。

●●委員 それは本筋かも知れませんが、しかしこのままだと雑種地や山林となっていくのを見ていくしかないですよ。

会長 現地が農地であるかないかという判断基準があります。それに合致すれば非農地だと証明できると思います。それに合致しない限り証明はできません。今回の農地は基準に合致していないかと思います。今回の案件だけでなく中山間地域全体での問題になりえます。

●●委員 本人が耕作する意向がないのに管理地として放棄地にならないよう草刈りだけおこなうという農地が益々増えていくと思います。管理地として活用せずも農業をされない方なら草刈りも関係無いのではないのでしょうか。

会長 おっしゃるとおりではありますが、農地法の基本理念・非農地証明できる基準から審議していかないといけないのではないかと思います。それと証明を受けようとする事由の記載の中で「今後、相続するにあたり現況に沿った地目にしたいと考え、農地でない証明をお願いしたい」とあります。相続届出は問題なくできます。いつかは残すべき農地と残すべきでない農地の線引きが必要となってきますので、関係機関と協議しながらいかないとこのような問題がでてくるかと思います。

議案第2号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明について、採決をとります。

- 委員 反対した場合、所有者は耕作されないですよ。この農地で耕作するようにと伝えるのですか。どのようにすればいいのでしょうか。
- 会長 私の意見としては、農地ではない証明できないのは非農地証明の基準が何項目かあります。その基準にのっとり証明できないわけです。
- 委員 その基準と合っていないのでしょうか。反対でもいいですが、その後、山林となったときに、あつとき反対したのがいけなかつたのかとなるかもしれません。
- 委員 実際に現地確認をして、農地に戻ることはないと思っています。この案件については、非農地でもいいのではないかと思います。これが前例となつた場合、ある程度荒れていると非農地にできるとなるのが、どうなのかなと思います。
いつかは線引きする必要があると言われてましたが、いつかは、いつ頃ですか。
- 委員 まずは非農地となる基準を確認し、審議すればいいのではないのでしょうか。今すぐに非農地にする必要はなく、基準に当てはまるかですよ。
- 会長 この案件については、証明する事由の詳細にはならないです。耕作する人もいない、所有者も耕作することはない、相続しても耕作しないから非農地にしたいという意味合いですよね。基準にのつるかどうか以前の問題です。現況は、周りは木が生え茂つていても平面は草が生え茂つていただけですよ。基準と当てはめると平面まで木が生え茂つている状況なら非農地証明になるかもですが、この事由の詳細だと基準とも合致しないと私は思います。
- 委員 その基準を照合しながら審議し直した方がいいのではないのでしょうか。
- 会長 すぐ用意できますか。
- 事務局 すぐには無理ですが前回の総会で添付書類としており、確認しますので継続審議でよろしいでしょうか。現地確認も行かれていない委員さんもおられるので、現地確認写真も全体的により分かりやすい写真を用意いたしますので、次回の総会で継続審議とさせていただきます。
- 会長 それでは継続審議とさせていただきますよろしいでしょうか。
全員賛成
- 会長 それでは報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について、事務局よりお願いします。
- 事務局 それでは報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書についてご説明いたします。資料1頁をご覧ください。今回農地を相続された方は、●●在住の●●さんです。お父さんの●●●●さんが所有する農地を相続されました。田●●筆、畑●●筆、合計●●●●●●㎡です。場所は、川本大家線の●●●●を過ぎたところにある田と山側に畑があり、相続されたことをご報告いたします。
- 会長 ただいま説明がございましたが、何かご質問等ございますか。ここは現在、耕作放棄地ですか。
- 事務局 田の周辺は他の方が耕作されていますが、●●●●さんの農地は何もされていませ

会長

ん。

それでは、以上で本日提出された議題については終了いたしました。「その他」について、お願いします。

「その他」

○一時転用について

◇次回総会の開催日について

令和5年8月下旬 13:30～大会議室

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者